指定(介護予防)短期入所生活介護　特別養護老人ホーム　だいご苑

重要事項説明書(令和7年3月１日現在)

1. 施設の内容

施設経営法人　社会福祉法人　戸出福祉会
代　表　者　高 嶋 一 正
開設年月日　平成11年10月 1日
施設名称　特別養護老人ホーム　だいご苑
施設種類　指定介護老人福祉施設（事業所番号1670200292）
施　設　長　野 村 幸 伸
施設所在地　〒939－1131　富山県高岡市醍醐1257番地
電話番号　0766(62)0010（代表）
　　0766(62)0480（入所直通）
ＦＡＸ番号　0766(62)0070

2. 施設の目的

指定(介護予防)短期入所生活介護・特別養護老人ホーム だいご苑は、介護保険法令に従い、ご利用者がその能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご利用者に必要な居室および共用施設等をご利用いただき、満足いただける(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供します。

3. 運営方針

要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとします。

要支援者については、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

また、提供したサービスの質の管理、評価を行い、一層のサービス向上に役立てるよう努めます。

4. 施設の概要

構　造	鉄筋コンクリート2階建（耐火建築）
敷地面積	6651. 01 ㎡
延床面積	4452. 49 ㎡
設　備	全館床暖房　全館オゾン脱臭
利用定員	13名
居室の概要	だいご苑は、以下の居室設備を用意しております。利用ご希望の居室種類をお申し出ください。(ただし、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もございます。) ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定いたします。また、ご利用者の心身状況により居室を変更する場合がございますが、その際にはご利用者やご家族等さらには介護支援専門員と協議の上決定するものといたします。

居室の種類	室数	備　考	設備	数	備　考
個　室	25	1人当たり　13. 63㎡	食堂兼機能回復訓練室	5	525. 66㎡
2人部屋	20	1人当たり　11. 7㎡	一般浴室	1	36. 00㎡
4人部屋	8	1人当たり　10. 7㎡	特殊浴室	1	33. 00㎡
合　計	53		医務室	1	18. 00㎡
			静養室	1	18. 00㎡

※入所施設居室と短期入所生活介護居室を合わせたものです。

5. 職員体制（施設入所含む）

ご契約者に対して指定(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。
(直接処遇職員は、利用者3:職員1を基準としています。)

職種	常 勤	非常勤
施設長(管理者)	1名	
生活相談員	1名以上	
介護支援専門員	1名以上	
介護職員	30名以上	
看護職員	3名以上	
機能訓練指導員	1名	
嘱託医(内科、消化器科)		1名
管理栄養士	1名	

※介護老人福祉施設と(介護予防)短期入所生活介護の両サービスに対応

6. 職員の勤務体制

勤務体制	介護職員勤務時間
早出勤務B	６：３０～１５：３０
早出勤務C･CN2	７：００～１６：００
遅出勤務G	１０：００～１９：００
遅出勤務I	１１：００～２０：００
日　勤　E	８：３０～１７：３０
夜間勤務	１７：００～　９：００ ※　職員５人体制です

勤務体制	看護職員勤務時間
日　勤	８：３０～１７：３０
	※２４時間対応可能オンコール体制

	機能訓練指導員勤務時間
日　勤	８：３０～１７：３０
	生活相談員 介護支援専門員勤務時間
日　勤	８：３０～１７：３０

7. 職務内容

施設長	職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	ご利用者及びご家族の必要な相談に応じると共に、適切なサービス調整、及び必要な他の機関との連携において必要な役割を果たす。
介護支援専門員	ご利用者の施設サービス計画(ケアプラン)を作成する。
介護職員	施設の提供にあたり、ご利用者の心身の状況等を的確に把握し、ご利用者に対して必要な介助を行う。
看護職員	健康チェック等を行うことにより、ご利用者の健康状態を把握し必要な対処を行う。
機能訓練指導員	施設ご利用者が日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するため、必要な対処を個別に行う(計画を作成する)。
医師	ご利用者の健康状態を把握し、ご利用者に対して医療的な処置を行う。
管理栄養士	ご利用者毎の栄養ケア・マネジメント及び調理献立を行う。
事務職員	庶務、経理、利用料請求集金、災害対策等、その他の業務を行う。

8. (介護予防)短期入所生活介護提供サービスの概要と利用料(契約書第8条関係)

要介護(要支援)認定者に入所で施設ケアを提供し、家庭介護にあたる家族が引き続き介護が提供できるように支援いたします。(※料金については、**別紙1料金表** を参照)

(1)　介護(予防)給付によるサービス(契約書第8条参照)

①　食事

管理栄養士の作成したメニューを提供いたします。ご利用者の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行う為、常勤の管理栄養士を配置しています。

食事時間	朝食	7:30	～	8:30
	昼食	12:00	～	13:00
	夕食	18:00	～	19:00

②　入浴

ご利用者の身体の状態に合わせた入浴方法でご入浴いただきます。週に2回入浴していただきます。ただし、状態に応じ特別浴(特殊浴槽)又は、清拭となる場合があります。

③　日常生活援助
短期入所生活介護サービス計画・介護予防短期入所生活介護サービス計画に従って提供いたします。着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内移動の付き添い等。

④　機能訓練体制加算
機能訓練指導に専従する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師等を1名以上配置している場合。

⑤　サービス提供体制強化加算Ⅰ
介護職員の総数のうち、80%以上が国家資格である介護福祉士の資格を有する場合、または勤続 10 年以上の介護福祉士の有資格者が 35%を超えている場合。

⑥　夜勤職員配置加算Ⅰ（※要介護者のみ）
人員基準＋1人以上の介護・看護職員を夜間帯に配置している場合。

⑦　看護体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)（※要介護者のみ）
（Ⅰ)①常勤の看護師を 1 名以上配置している場合。②定員超過利用・人員基準欠如に該当していない場合。
（Ⅱ)①併設事業所について
・本体施設における看護職員の配置にかかわらず、指定（介護予防）短期入所生活介護事業所に、利用者数が25又はその端数を増すごとに1以上である場合。
②空床利用について
・指定介護老人福祉施設の入所者数と空床利用の短期（介護予防）入所生活介護の利用者数を合算した数が25又はその端数を増すごとに1以上、かつ、当該合算した数を指定介護老人福祉施設の「入所者の数」とした場合に必要となる看護職員の数に1を加えた数以上の看護職員を配置している場合。
③当該事業所の看護職員又は病院、診療所もしくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保している場合。
④定員超過利用、人員基準欠如に該当していない場合
※常勤換算・・・1週間に勤務する時間を1週間に勤務しなければならない決められた時間数で割った数

⑧ 介護職員処遇改善加算
介護職員の賃金改善等を実施し、県知事に届け出た施設が、ご利用者に対し施設サービスを行なった場合に、所定単位数に加算されます。

⑨ 介護職員等特定処遇改善加算
介護人材確保のための取組をより一層進め、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるため、一定の条件を満たした事業所が算定することができます。

⑩ 介護職員等ベースアップ等支援加算
介護職員処遇改善加算を算定しており、県知事に介護職員処遇改善加算計画書・介護職員等特定処遇改善計画書・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書を届け出た場合、所定単位数に加算されます。

⑪　健康管理
医師及び看護、介護職員により健康管理いたします。

※嘱託医　木谷内科クリニック　／　木谷　恒
住所　高岡市戸出町5丁目3－57
TEL　0766(63)8655

⑫　生活相談
日常生活に関する悩みや、介護サービスに関すること等、ご相談させていただきます。

⑬　入退所対応時間
9:00～17:00
※緊急の場合や事前のお問い合わせがあった場合には時間外の対応も可能です。

⑭　送迎
ご希望の方には自宅と施設間を送迎しますが早朝や夜間の送迎は行っておりませんので、時間外の入退所をご希望の方はご家族で送迎されるか、施設の送迎サービス以外をご利用下さい。また、自宅以外の場所へ送ることはできません。

（2）　その他介護（予防）給付サービス加算(対象者個別に加算)
①　療養食加算
医師の指示に基づく療養食を提供した場合。

②　緊急短期入所受入加算（※要介護者のみ）
事情により、緊急的に短期入所生活介護が必要だと介護支援専門員が判断し、かつ居宅サービス計画に位置付けられていない場合。（7日もしくは14日を限度とする）

③　個別機能訓練加算
機能訓練導員（看護師）が、個別訓練計画をご利用者毎に作成し、作成された計画をもとに、機能訓練指導員、介護職、看護職が機能訓練を実施した場合。

（3）介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第8条2項)
以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。
①　食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)
ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日当たり) のご負担となります。

②　滞在に要する費用(室料)
この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室及び個室のいずれにおいても室料のご負担が必要となります。
但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の金額(1日当たり)のご負担となります。（別紙参照）

③　特別な居室の提供に要する費用
ご利用者の特別な希望に基づく居住環境(占有面積、立地条件、景観、インターネット接続等の利便性が他の居室と差があるもの)

④　特別な食事の提供に要する費用
ご利用者の特別な希望に基づくメニューをご用意した場合、食材・加工費として実費相当額

⑤　サービス提供記録の閲覧
随時公開いたします。閲覧のみは無料ですが、記録を複写される場合は、複写に係る実費相当料金をいただきます。

⑥　理美容サービス
当施設では、月2回（現在は金曜日）、専門の理・美容院より出張サービスが受けられます。料金は、実費のみお支払いいただきます。

⑦　教養娯楽設備等の提供、レクリエーション行事、クラブ活動等の為の個別の材料費
ご利用者が希望したクラブ活動等に要した材料費や移動売店購入費、喫茶等での食材費

⑧　個別家電製品に係る電気料(別紙①参照)

⑨　その他
1）上記以外の個人請求と認められる実費分
2）介護保険を申請中に利用し、諸事情により認定審査会が行なわれなかった場合、料金として1日当たり5，000円（食事代金含む）をお支払いいただきます。

9. 支払方法
毎月10日過ぎに前月分の請求をいたします。ご指定の口座から毎月22日（休日は翌日）に自動引落しとなります。入金確認後、領収書（請求書兼領収書に領収印を押印）を発行いたします。引落しできなかった場合は、ご連絡いたしますので10日以内にお支払いください。（引落し手数料100円＋税がかかります）。

10. 緊急時の対応法

利用期間中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合せにより、協力病院、救急隊、親族等に連絡をいたします。

11. 協力医療機関

医療機関名	住所	電話番号
厚生連高岡病院	高岡市永楽町5－10	0766(21)3930
高岡市民病院	高岡市宝町4－1	0766(23)0204
済生会高岡病院	高岡市二塚387－1	0766(21)0570
光ヶ丘病院	高岡市西藤平蔵313	0766(63)5353
林歯科医院	高岡市戸出町2－9－13	0766(63)0158

12. 事故発生時の対応

事故対応連絡網により速やかに対処いたします。ご利用者の状況及び事故発生の経緯については、サービス提供責任者又は生活相談員より速やかに連絡いたします。

① 発見者はすぐに看護職員とサービス提供責任者に連絡 ⇒ 内容により救急要請、警察連絡等の対応
② 緊急と判断した場合は施設長又は事務長に連絡 ⇒ 内容により同時に緊急連絡網
③ サービス提供責任者及び生活相談員が家族に連絡
④ 事故発見者は事故報告書に記録
⑤ 内容により保険者(市)と県に報告

13. ご利用の際に留意いただく事項

① 来訪・面会

ご来苑の方は、面会時間(8:00 ～ 20:00)内でお願いいたします。面会簿にご記入の上、ご面会ください。なお、感染予防の為、玄関にて手指の消毒を必ずお願いいたします。

感染症が流行すると予測された場合は、期間を限定して面会及び施設入館をお断りする場合があります。

② 外出・外泊

外出・外泊の際には、行き先・帰宅時間・外泊期間等を職員にお申し出くださいますとともに、外出・外泊簿に必要事項をご記入ください。

③ 居室・設備・器具の利用

施設内の居室や設備、器具は本来の使用方法にしたがってご利用ください。これに反してご利用になったことにより破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。

④ 喫煙・飲酒

健康上問題が無ければ、職員の管理のもと定められた場所にて対応も可能ですので、事前にお申し出ください。

⑤ 迷惑行為等

暴力・騒音等他の入所者の迷惑になる行為は禁止されております。

14. 苦情等申立先

ご利用者が当施設に対してご不満がありましたら、お申し出ください。担当者が、回答いたします。

◇ 当施設における受付(受付時間は8:30～17:30)

受付窓口

お客様担当　生活相談員　電話番号　0766(62)0480
法人総合　事務所　電話番号　0766(62)0010

苦情を施設に申立てても、施設との話し合いでは納得、解決できない場合には、下記までご連絡ください。

◇ 行政機関その他受付機関

高岡市長寿福祉課(旧高齢介護課)	高岡市広小路7－50	0766(20)1365
砺波市高齢介護課	砺波市栄町7－3	0763(33)1111
富山県国民健康保険団体連合会	富山市下野995－3	076(431)9827
富山県福祉サービス運営適正化委員会	富山市安住町5－21サンシップ富山3階	076(432)3280
苦情受付第三者委員	大浜　昌治	0766(63)3657

15. 個人情報について

法人が保有するご利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ります。

個人情報窓口	生活相談員
個人情報統括責任者	施設長
個人情報統括文書管理者	施設長
個人情報管理責任者	施設長
個人情報文書管理者	生活相談員

令和　年　月　日

指定(介護予防)短期入所介護特別養護老人ホーム　だいご苑のサービス提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設　特別養護老人ホーム だいご苑

説明者

職　名		氏　名	㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定(介護予防)短期入所生活介護事業所　特別養護老人ホーム だいご苑のサービス提供開始に同意しました。

ご利用者

住　所	〒
氏　名	㊞

《身元引受人》

住　所	〒
氏　名	㊞
続　柄	

《連帯保証人》

住　所	〒
氏　名	㊞
続　柄	

だいご苑　（介護予防）短期入所生活介護　施設利用料金表

令和6年8月1日～

〇世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める**観点から、2割負担者のうち特に所得高い層（受給者全体の3%程度）の負担割合を3割とする。**

※ただし月額44,400円の負担の上限あり。そのため特養入所者の一般的な費用額の2割負担相当分は既に44,400円の上限に当たっているため、3割負担となっても、負担増となる方はほとんどいない。

年金収入等　340万円以上　・・・　3割負担（※1）
280万円以上　・・・　2割負担（※2）
280万円未満　・・・　1割負担

（※1）具体的な基準は政令事項。「合計所得金額（給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額）220万円以上」かつ「年金収入＋その他合計所得金額340万円以上（単身の場合。夫婦世帯の場合463万円以上）」とすることを想定。単身で年金収入のみの場合344万円以上に相当

（※2）「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入＋その他合計所得金額280万円以上（単身世帯の場合。夫婦世帯の場合は、346万円以上）」単身で年金収入のみの場合280万円以上に相当

※厚生労働省ホームページ掲載資料より抜粋

※2割、3割負担の方は「施設サービス費」「その他加算」に、「2割の方は2を乗じたもの」、「3割の方は3を乗じたもの」が料金となります。

令和6年8月1日～

要介護度	居室の種類	1割負担の額 施設サービス費 サービス費	機能訓練指導体制加算	夜勤職員配置加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅰ	処遇改善加算Ⅰ（施設サービス費等総単位の14%）	所得区分	滞在費（居室料）	食費 朝食：450円 昼食：700円 夕食：600円（3食提供の場合）	おおよそ1日あたり
要支援1	多床室	451	12				22	65	第1段階	0	300	850
									第2段階	430	600	1,580
									第3段階①	430	1,000	1,980
									第3段階②	430	1,300	2,280
									第4段階	955	1,750	3,255
	個室	451	12				22		第1段階	380	300	1,230
									第2段階	480	600	1,630
									第3段階①	880	1,000	2,430
									第3段階②	880	1,300	2,730
									第4段階	1,271	1,750	3,571
要支援2	多床室	561	12				22	80	第1段階	0	300	975
									第2段階	430	600	1,705
									第3段階①	430	1,000	2,105
									第3段階②	430	1,300	2,405
									第4段階	955	1,750	3,380
	個室	561	12				22		第1段階	380	300	1,355
									第2段階	480	600	1,755
									第3段階①	880	1,000	2,555
									第3段階②	880	1,300	2,855
									第4段階	1,271	1,750	3,696
要介護1	多床室	603	12	13	4	8	22	90	第1段階	0	300	1,027
									第2段階	430	600	1,757
									第3段階①	430	1,000	2,157
									第3段階②	430	1,300	2,457
									第4段階	955	1,750	3,432
	個室	603	12	13	4	8	22		第1段階	380	300	1,407
									第2段階	480	600	1,807
									第3段階①	880	1,000	2,607
									第3段階②	880	1,300	2,907
									第4段階	1,271	1,750	3,748
要介護2	多床室	672	12	13	4	8	22	99	第1段階	0	300	1,105
									第2段階	430	600	1,835
									第3段階①	430	1,000	2,235
									第3段階②	430	1,300	2,535
									第4段階	955	1,750	3,510
	個室	672	12	13	4	8	22		第1段階	380	300	1,485
									第2段階	480	600	1,885
									第3段階①	880	1,000	2,685
									第3段階②	880	1,300	2,985
									第4段階	1,271	1,750	3,826
要介護3	多床室	745	12	13	4	8	22	109	第1段階	0	300	1,188
									第2段階	430	600	1,918
									第3段階①	430	1,000	2,318
									第3段階②	430	1,300	2,618
									第4段階	955	1,750	3,593
	個室	745	12	13	4	8	22		第1段階	380	300	1,568
									第2段階	480	600	1,968
									第3段階①	880	1,000	2,768
									第3段階②	880	1,300	3,068
									第4段階	1,271	1,750	3,909
要介護4	多床室	815	12	13	4	8	22	119	第1段階	0	300	1,268
									第2段階	430	600	1,998
									第3段階①	430	1,000	2,398
									第3段階②	430	1,300	2,698
									第4段階	955	1,750	3,673
	個室	815	12	13	4	8	22		第1段階	380	300	1,648
									第2段階	480	600	2,048
									第3段階①	880	1,000	2,848
									第3段階②	880	1,300	3,148
									第4段階	1,271	1,750	3,989
要介護5	多床室	884	12	13	4	8	22	129	第1段階	0	300	1,347
									第2段階	430	600	2,077
									第3段階①	430	1,000	2,477
									第3段階②	430	1,300	2,777
									第4段階	955	1,750	3,752
	個室	884	12	13	4	8	22		第1段階	380	300	1,727
									第2段階	480	600	2,127
									第3段階①	880	1,000	2,927
									第3段階②	880	1,300	3,227
									第4段階	1,271	1,750	4,068

その他加算	
送迎加算（片道）	184
個別機能訓練加算	56
緊急短期入所受入加算（1日当り（7日または、14日を限度））	90
療養食加算（1回）	8

※各種（個別）家電製品利用電気料 種類	料金（1台あたり）
テレビ・ラジオ・パソコン・ワープロ・加湿器・空気清浄機・その他娯楽機器	30円／日（内税）
電気アンカ・電気毛布・電気敷布・冷蔵庫	100円／日（内税）
※その他家電製品	ご相談下さい

※ 当日、キャンセルされた方はベッド料金として室料相当額（320～1,271円）と、食費として700円を徴収させていただきます。
※ 食事は、1食単位でのご請求になります（朝食450円、昼食700円（おやつ代55円含む）、夕食600円）。
※ おやつ代については、昼食をご利用されなかった場合、別途おやつ代55円を食費に併せてのご請求となります。
※ ご利用料金等に関しては、生活相談員までお問い合わせ下さい。【TEL 0766－62－0480】

（介護予防）短期入所生活介護　料　金　表

※別紙1

《令和6年8月1日から適用》

1. 介護給付サービスによる料金

下記の表によって、ご利用の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

※　サービスの自己負担額は、別紙料金表を参照下さい　※

※　平成27年8月より要支援、要介護の認定を受けた人全員に、市町村より利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」が交付されます。負担割合（1割～3割）をご確認下さい。

2. その他介護給付サービス加算（個別対象）

	加　算	介護給付額100%	内自己負担額（1割の場合）	
A	療養食加算	1回　80円	1回　8円	1日最大3回まで
B	個別機能訓練加算	1日　560円	1日　56円	
C	看護体制加算Ⅰ	1日　40円	1日　4円	※要介護認定者のみ
D	看護体制加算Ⅱ	1日　80円	1日　8円	※要介護認定者のみ
E	送迎加算	1回　1,840円	1回　184円	
F	緊急短期入所受入加算	1日　900円	1日　90円	※要介護認定者のみ

3. その他の介護保険の給付対象とならないサービス

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

	朝　食	昼　食（おやつ代55円含む）	夕　食	3食の合計額	介護保険負担限度額認定証に記載されている額
食事の提供に要する費用（1食）	450円	700円	600円	1日あたり	1日あたり
第1段階	450円	700円	600円	1,750円	300円
第2段階				1,750円	600円
第3段階①				1,750円	1,000円
第3段階②				1,750円	1,300円
通常（第4段階）				1,750円	

※　食費のご請求は、1食単位となります。ただし、食費合計が介護保険負担限度額認定に記載されている金額を超えた場合、ご請求額は記載金額を超えることはありません。

※ショートステイ利用開始がおやつ時からの場合、食費におやつ代が別途55円加算されます。

※　重要事項説明書8の(3)の④に定めの通り、個人の希望により特別に用意する食事・外食等にかかった費用は、実費負担となりますので、上記の金額を超える場合があります。

② 居住費用（滞在に要する費用、光熱費及び室料）

1、室料及び水道・暖房費等

居住（滞在）に要する費用	介護保険負担限度額認定証に記載されている額 第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	通　常（第4段階）
多床室（2・3・4人室）	1日 0円	1日 430円	1日 430円	1日 430円	1日 955円
従来型個室	1日 380円	1日 480円	1日 880円	1日 880円	1日 1,271円
ユニット型個室	1日 880円	1日 880円	1日 1,370円	1日 1,370円	1日 2,106円

2、各種（個別）電化製品　利用電気代

種　類	料　金
テレビ・ラジオ	30円／日（内税）
パソコン・ワープロ	30円／日（内税）
加湿器・空気清浄機	30円／日（内税）
その他娯楽機器	30円／日（内税）
電気アンカ・電気毛布	100円／日（内税）
電気敷布	100円／日（内税）
冷蔵庫	100円／日（内税）
扇風機・サーキュレーター・電動車椅子充電	15円／日（内税）
その他家電製品	ご相談下さい

※　但し、当日キャンセルされた場合で午前10時までにご連絡いただけなかった時は、キャンセル料金として、室料相当額（320円～1,271円）と食費700円を、別途請求させていただきます。

③ その他の利用料（重要事項説明書の8の(3)の③～⑦の料金）
利用者個別の希望によるもの

	金　額	適　用
特別な居室の提供に要する費用	設備に応じて	希望により、居住環境を他の居室と違う設備にした場合の設備に係る経費
特別な食事の提供に要する費用	食材費、加工費	
サービス提供記録の複写	紙代・コピーカウント	コピーに係る経費の実費額
理・美容サービス	理容　2,100円/回 顔剃　1,200円/回	業者からの請求額
教養娯楽に係る費用	材料費実費及び購入額	クラブ活動や移動売店、喫茶等の実費額